

## 香芝市告示第32号

香芝市自給率向上推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市自給率向上推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香芝市(以下「市」という。)は、米粉用米、大豆及び酒用米(以下「補助対象農作物」という。)の作付面積の拡大及び有利な販売路の確保を推進し、農作物の自給率向上を図るため、香芝市内(以下「市内」という。)の農業者及び農業者団体に対し、予算の範囲内において香芝市自給率向上推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書の添付書類)

第3条 農作物作付推進事業に対する補助金の交付の申請をする場合における規則第3条第1項第4号のその他市長が必要と認める書類は、生産者と需用者との間で播種前に締結した補助対象農作物の販売契約(作付面積及び年度内に売り渡すことを含む契約に限る。以下「播種前契約」という。)の契約書の写しとする。

(実績報告書の添付書類)

第4条 市内直売所・商業者活性化事業の実績の報告をする場合における規則第8条第1項のその他市長が必要と認める書類は、出荷又は入荷の事実を証する書類の写しとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市自給率向上推進事業補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により補助金の交付の申請をし、又はそ

の決定を受けている者とみなす。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助金の交付の対象となる者	補助金の額
農作物作付推進事業	市内の水田において、あらかじめ播種前契約を締結し、補助対象農作物を作付けしている農業者（米粉用米にあつては、市内の水田において10アール以上の作付けをしている農業者に限る。）	米粉用米 作付面積（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に規定する水田活用の直接支払交付金の対象となる面積に限る。）1アール当たり2,500円又は次の式により算定した額（小数点以下は、切り捨てる。）のうち、いずれか高い額とする。 $(\text{米の仮渡金} + 3,000\text{円}) \times (\text{市の単収} \div 60) \div 10 - \text{補助金等の額}$
		大豆 作付面積1アール当たり2,200円
		酒用米 作付面積1アール当たり2,500円
市内直売所・商業者活性化事業	市内の直売所において販売を行う市内の農業者5人以上で構成される団体（市内に販売所を有し、代表者が市内の農業者である団体に限る。）	米粉（農作物作付推進事業の対象となった米粉用米を使用したものに限る。）1キログラムの出荷当たり150円
		大豆（農作物作付推進事業の対象となった大豆に限る。）1キログラムの入荷当たり100円

備考

- 1 米の仮渡金とは、申請年度において奈良県農業協同組合が決定する60キログラム当たりの米（播種前契約において販売した米の銘柄）の仮渡金をいう。
- 2 市の単収とは、申請年度において需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）の規定に基づき奈良県が算定した10アール当たりの市の合理的な単収を

いう。

- 3 補助金等の額とは、播種前契約に基づいて米粉用米を販売した1アール当たりの額及び補助対象事業の実施に関し国、県等の公的補助金等を受けている場合は、その1アール当たりの額をいう。